

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地

神姫バス株式会社

取締役社長 上 杉 雅 彦

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

過日の東日本大震災によって被災されました株主の皆様には、心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 姫路市下寺町43番地 姫路商工会議所会館 2階大ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第128期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第128期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役報酬額改定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、各種景気対策の効果により持直しの動きが見られたものの、デフレ状況下での企業収益への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社グループは、平成22年1月に新たな企業ビジョンを策定し、「CSR（企業の社会的責任）活動のさらなる推進」と「21世紀型のグループ経営」の2本柱を基本方針とし、バス事業を基盤とした新規事業の展開と営業エリアの拡大に努めてまいりました。CSRでは、全社を挙げて輸送における安全の確保に向け不断の取組みを行うとともに、法令順守と環境対策、CD（顧客感動）活動にも継続的に取り組んでおります。事業面では、企業価値増大に向けてバス輸送を中心とした輸送サービスの向上と収益路線の拡大、成長分野としての生活サービス事業の展開を通じて安定した収益の確保に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は40,112百万円（前期比1.6%増）、経常利益は1,232百万円（前期比11.4%減）、当期純利益は1,393百万円（前期比0.1%増）となりました。

#### 自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、一般路線では公営バスから路線を譲り受けたほか、神戸三田プレミアム・アウトレット線が好調に推移する一方で、子会社への路線譲渡などを行いました。また、マイカー利用者に対して公共交通機関へのシフトを図るべく環境（エコ）定期券制度の積極的PRに努めました。高速線では、高知線においてインターネットによる早期決済割引サービスを実施したほか、三ノ宮バスターミナルのリニューアルを行い快適性の向上に努めました。一方、依然として続けている高速道路料金割引制度による高速線の利用者減と燃料価格高騰により苦戦いたしましたものの、公営バスからの路線の譲受けと前連結会計年度の新型インフルエンザの発生による落込みがほぼ回復したことが増収要因となりました。貸切バス部門におきましては、競合他社との価格競争に加え、前連結会計年度の兵庫県西部地域の豪雨災害時のJR代替輸送による特需輸送の反動が大きく、厳しい内容となりました。特定バス部門におきましては、契約先企業との契約額改定に加え、新たな契約輸送を開始いたしました。タクシー部門におきましては、長引く景気の低迷や乗務員不足の影響により低調に推移いたしました。索道部門におきましては、前連結会計年度の書写山円教寺のご開帳効果の反動および姫路城改修工事の影響により集客減となりました。

以上の結果、売上高は19,718百万円（前期比0.2%増）となりました。

#### 車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、自動車部品などの販売が好調に推移いたしました。自動車販売では、エコカー減税・補助金制度が延長されましたものの、補助金が終了した10月以降の反動が大きく、販売台数が減少いたしました。自動車整備部門におきましては、大型車検および修理台数が増加いたしました。

以上の結果、売上高は4,345百万円（前期比1.2%増）となりました。

## 業務受託・介護事業

車両管理部門におきましては、自治体など新規顧客の獲得により好調に推移いたしました。経営受託部門におきましては、三木市や宍粟市などで新たな施設の受託を開始いたしました。介護部門におきましては、新型インフルエンザの発生による落込みが回復し、デイサービス、ショートステイの稼働率が向上した結果、好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は2,791百万円（前期比15.7%増）となりました。

## 不動産業

賃貸部門におきましては、前連結会計年度に取得した賃貸物件の通年寄与に加え、新たな賃貸物件の取得により安定的な収入が確保できましたが、一部既存商業施設の賃貸料減額により、ほぼ前年並みで推移いたしました。販売部門におきましては、住宅エコポイントや住宅税制優遇措置などの追い風を受け顧客の購入意欲が高まった結果、ライフフロントティアシリーズの販売が好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は3,469百万円（前期比21.2%増）となりました。

## レジャーサービス業

旅行部門におきましては、本年で2回目となる「屋久島クルーズツアー」、「神姫バスの旅」の観桜ツアーや冬のスキーツアーが好評を博しました。しかしながら、競合他社との価格競争に加え、東日本大震災によるツアーのキャンセルなどが影響し、低調に推移いたしました。レンタル部門におきましては、前連結会計年度にオープンしたT S U T A Y A 太子店が通年寄与しましたものの、他の2店舗が苦戦いたしました。遊技場部門におきましては、各種イベントや店舗改修により顧客確保に努めたものの、パチンコ人口の減少や近隣競合店の低価格貸玉営業への移行などにより厳しい結果となりました。飲食部門におきましては、S A 事業での物販は高速道路の料金割引制度、シルバーウィークの効果があった前連結会計年度を下回りましたが、新型インフルエンザの発生による落込みが回復し、ほぼ前年並みで推移いたしました。

以上の結果、売上高は9,062百万円（前期比4.6%減）となりました。

## その他事業

清掃・警備部門におきましては、公営バス路線譲受けによる車両清掃業務、指定管理施設の緑地管理業務、放置車輛確認業務がそれぞれ増加し、堅調に推移いたしました。広告部門におきましては、代理店との連携強化などにより好調に推移いたしました。化粧品販売部門におきましては、一部C P サロンの閉店などにより低調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は724百万円（前期比0.4%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,283百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- 自動車運送事業
- ・車両(乗合バス他78両)
- 不動産業
- ・賃貸用マンション

## (3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ長期安定的な資金調達を図るため、株式会社三井住友銀行を主幹事とする5行と総額1,000百万円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                | 第125期<br>(平成20年3月期) | 第126期<br>(平成21年3月期) | 第127期<br>(平成22年3月期) | 第128期<br>(当連結会計年度<br>(平成23年3月期)) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高<br>(百万円)     | 40,299              | 39,751              | 39,471              | 40,112                           |
| 経 常 利 益<br>(百万円)   | 1,353               | 1,466               | 1,391               | 1,232                            |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 1,143               | 1,446               | 1,392               | 1,393                            |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)  | 39.20               | 47.49               | 45.83               | 46.21                            |
| 総 資 産<br>(百万円)     | 41,489              | 42,687              | 44,752              | 44,723                           |
| 純 資 産<br>(百万円)     | 27,045              | 28,072              | 29,363              | 30,403                           |
| 1株当たり純資産額<br>(円)   | 884.03              | 918.79              | 970.17              | 1,004.83                         |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後につきましては、景気は先行き不透明であり、当連結会計年度後半に発生した東日本大震災が、景気の回復に大きな影響を与えるものと認識しております。当社グループを取り巻く情勢は、燃料価格の高騰、商品・サービスの低価格化、多様化など、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような情勢のなか、当社グループの中核事業である「輸送サービス事業」におきましては、「安全確保に関する基本理念」のもと、運輸安全マネジメントシステムの継続的改善により「総合安全プラン」を実践し、グループ全体で事故防止に向けた地道な取組みを確実に実行することで、引き続き株主の皆様をはじめ、すべての利害関係者からの信頼獲得に向け最大限努力してまいります。また、公営バスからの路線譲受けや、収益路線の拡大と不採算路線の見直しを推し進めるとともに、自治体と協調した地方バス再生の流れを加速させ、収益確保とコスト削減、サービス向上を図ってまいります。さらに、環境に配慮したエコドライブの促進、エコ通勤の働きかけなど、環境対策、高齢者福祉対策にも努めてまいります。

「自動車関連サービス事業」におきましては、安全運行をサポートする事業として、なお一層の整備技術向上に努め、安定収益を確保してまいります。

「生活サービス事業」におきましては、不動産業は安定的な賃貸料収入の確保とリスク分散に努めてまいります。旅行事業はハートツアーなどの時代のニーズに合った商品企画に努め、IT戦略を活用した販売強化を図ってまいります。飲食業およびその他の事業におきましては、地域に根づいたきめ細やかなサービスを推進し、各店舗の収益向上に努めてまいります。さらに、指定管理者制度に基づいた公的施設の運営受託を拡大し、既存事業との相乗効果を高めてまいります。

こうした積極的な事業展開に加え、「企業ビジョン」に掲げた経営戦略、とりわけ「CSR活動のさらなる推進」と、グループ内外との連携強化などを中心とした「21世紀型のグループ経営」を推し進めていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

| 会社名           | 資本金       | 出資比率  | 主要な事業内容               |
|---------------|-----------|-------|-----------------------|
| 神姫観光バス株式会社    | 50<br>百万円 | 100 % | 貸切旅客自動車運送事業           |
| 神姫フードサービス株式会社 | 50        | 100   | 飲食業および売店業             |
| 神姫商工株式会社      | 50        | 100   | 自動車修理、保険代理店業および物品販売業  |
| 株式会社ホープ       | 50        | 100   | 自動車の運転・保守管理、介護および経営受託 |
| 神姫産業株式会社      | 30        | 94.1  | 自動車部品販売および倉庫業         |
| 株式会社エルテオ・ホーム  | 30        | 100   | 不動産業および建設業            |

(注) シンキ興業株式会社は、平成23年3月3日付で神姫フードサービス株式会社に商号変更しております。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

| 事業の種類別セグメント                                         | 主要な事業内容                                                                                         |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業<br>自動車運送事業                                 | 一般乗合・貸切・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道                                                              |
| 自動車関連サービス事業<br>車両物販・整備業                             | 自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理                                                                        |
| 生活サービス事業<br>業務受託・介護事業<br>不動産業<br>レジャーサービス業<br>その他事業 | 自動車の運転・保守管理、介護、経営受託<br>土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理<br>飲食、遊技場、旅行、レンタル<br>化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備 |

(8) 主要な事業所（平成23年3月31日現在）

①当社

|                                   |                                                                |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 本 社                               | 姫路市西駅前町                                                        |
| 輸送サービス事業<br>（自動車運送事業）             | 姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）                               |
| 生活サービス事業<br>（旅行事業）<br><br>（遊技場事業） | 姫路支店（姫路市）、龍野支店（たつの市）、神戸支店（神戸市）、社支店（加東市）<br>山崎店（宍粟市）、たつの店（たつの市） |

②子会社

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業    | 神姫観光バス株式会社（姫路市）                                   |
| 自動車関連サービス事業 | 神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）                       |
| 生活サービス事業    | 神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、株式会社エルテオ・ホーム（姫路市） |

（注）シンキ興業株式会社は、平成23年3月3日付で神姫フードサービス株式会社に商号変更しております。

(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 3,095名 | 49名減        |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,417名 | 13名減      | 42歳9月 | 7年10月  |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高  |
|---------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行    | 449百万円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 313百万円 |
| 住友信託銀行株式会社    | 283百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,860,000株
- (3) 株主数 2,487名（前事業年度末比17名増）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                          | 千株    | %       |
| 阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社                                      | 2,954 | 9.8     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口） | 2,200 | 7.3     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                      | 563   | 1.9     |
| 神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会                                      | 481   | 1.6     |
| 三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社                          | 387   | 1.3     |
| 姫 路 信 用 金 庫                                              | 300   | 1.0     |
| グ ロ ー リ ー 株 式 会 社                                        | 300   | 1.0     |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                                          | 300   | 1.0     |
| 播 州 信 用 金 庫                                              | 291   | 1.0     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                      | 283   | 0.9     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式数（699,997株）を控除して算出しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数2,200千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、上記以外に山陽電気鉄道株式会社は177千株保有しており、これを合わせて2,377千株分（7.9%）の議決権を保有しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 地 位          | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                      |
|--------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社 長 | 上 杉 雅 彦 | 山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人日本バス協会 理事<br>社団法人兵庫県バス協会 会長                                  |
| 専務取締役        | 山 口 功   | 総括、総務部担当                                                                           |
| 常務取締役        | 竹 内 己 良 | 不動産事業部担当                                                                           |
| 常務取締役        | 長 尾 真   | 企画部・旅行事業部担当<br>株式会社エー・ピー・シー神姫トラベル 代表取締役社長                                          |
| 常務取締役        | 丸 山 明 則 | バス事業部担当<br>社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長                                                    |
| 取 締 役        | 天 野 文 博 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪神電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人兵庫県バス協会 理事                             |
| 取 締 役        | 瀧 川 博 司 | 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長<br>株式会社神戸国際会館 代表取締役社長                                         |
| 取 締 役        | 坂 井 信 也 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役<br>山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人日本経済団体連合会 理事 |
| 取 締 役        | 坪 田 一 夫 | 総務部長<br>しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                                                    |
| 常勤監査役        | 大 西 毅   |                                                                                    |
| 監 査 役        | 三 枝 輝 行 | 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役                                                                |
| 監 査 役        | 澤 田 恒   | 澤田・中上法律事務所主宰 弁護士                                                                   |
| 監 査 役        | 鴨 下 雅 令 |                                                                                    |

- (注) 1. 取締役のうち天野文博および坂井信也は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち三枝輝行、澤田 恒および鴨下雅令は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大西 毅は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役鴨下雅令は、長年銀行に勤務し、監査役に就任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役澤田 恒は、当社の顧問弁護士であります。
5. 当社は株式会社大阪証券取引所に対して、鴨下雅令を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動はありません。
7. 取締役坂井信也は、平成23年4月1日をもちまして、阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長に就任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 報 酬 等 の 総 額    |
|--------------------|-----------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(2) | 175百万円<br>(11) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 36<br>(16)     |
| 計<br>(うち社外役員)      | 13<br>(5) | 211<br>(27)    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第124回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度役員賞与支払予定額

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 取締役 | 9名  | 16百万円 |
| 監査役 | 4名  | 3百万円  |
| 計   | 13名 | 20百万円 |
  - ・当事業年度役員退職慰労引当金繰入額

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 取締役 | 9名  | 26百万円 |
| 監査役 | 4名  | 3百万円  |
| 計   | 13名 | 29百万円 |
5. 当事業年度における引当金繰入額を含めた退職慰労引当金累計額は、以下のとおりであります。
- |     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 取締役 | 9名  | 205百万円 |
| 監査役 | 4名  | 15百万円  |
| 計   | 13名 | 221百万円 |
- (うち社外役員 5名 13百万円)

6. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1名0百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（平成23年3月31日現在）

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                    | 関 係       |
|-------|---------|----------------------------------------------|-----------|
| 社外取締役 | 天 野 文 博 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長                           | 競業関係      |
|       | 坂 井 信 也 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役 | 競業関係<br>— |
| 社外監査役 | 三 枝 輝 行 | 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役                          | —         |
|       | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。                                  |           |
|       | 鴨 下 雅 令 | 該当事項はありません。                                  |           |

(注) 取締役坂井信也は、平成23年4月1日をもちまして、阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長に就任しております。

#### ②他の法人等の社外役員の兼職状況等（平成23年3月31日現在）

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 の 状 況        | 関 係  |
|-------|---------|------------------|------|
| 社外取締役 | 天 野 文 博 | 阪神電気鉄道株式会社 社外取締役 | 競業関係 |
|       | 坂 井 信 也 | 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役 | 競業関係 |
| 社外監査役 | 三 枝 輝 行 | 該当事項はありません。      |      |
|       | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。      |      |
|       | 鴨 下 雅 令 | 該当事項はありません。      |      |

### ③当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                            |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 天野 文博 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。                                                                 |
|       | 坂井 信也 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち4回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。                                                                 |
| 社外監査役 | 三枝 輝行 | 当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会9回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。     |
|       | 澤田 恒  | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会9回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。       |
|       | 鴨下 雅令 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会9回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

### ④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名および社外監査役3名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                     | 報 酬 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 28百万円 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「株式の取得に関する合意された手続による調査業務」を委託しております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の目的とするよう請求いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ①基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄・未来創成」に則り、顧客、株主および地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性および効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めてまいります。

#### ②体制の整備状況

当社におけるコンプライアンス体制として、常勤監査役に対し法令に定める取締役会への出席のほか、常勤役員会、常務会等への出席を義務付けており、コンプライアンスの観点から有効な意見を得ております。また当社では取締役の職務分掌を明確にするため、使用人兼務取締役、業務担当取締役、総括取締役を定めることができるほか、独立性の高い複数の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わるなど、効率化に努めております。

さらに当社では「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、使用人が法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。委員会活動として「コンプライアンス委員会」「ISO推進委員会」「CS・地域活動委員会」「安全管理委員会」を設置しており、一部のグループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。加えて、社内に「公益通報者保護法」に基づくヘルプラインを設置し、法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図るとともに、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する旨を定めております。

当社は、「取締役会規則」「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議または報告し、記録を残しております。各重要書類は各法令で定める期間保管しており、監査役会からの閲覧要請に備えております。

当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「危機管理マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。とりわけ、交通事業者として最も優先すべき安全対策については「安全管理委員会」を設置し、安全と安心の確保に努めております。

当社は、子会社の株主総会および取締役会において、重要案件の決議および業務執行についての報告を受けており、事業上重要な子会社は前述の委員会に参加させて適正に業務を行うための体制を整えております。

当社は、独立した監査部門による内部監査体制を充実させており、適正な牽制機能を果たしております。監査課長はコンプライアンス委員会に属し、監査チームを編成のうえ定期的に監査を行っております。また当社では、監査担当者の独立性を確保するため、異動および人事考課は常勤監査役の同意を要するものとし、職務執行時において不当な制約を受けたときは常勤監査役に報告し、排除するよう求めることができるとしてあります。

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、意見と報告を聞くことができることとしてあります。取締役は「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき」「取締役会の決議により委任を受けた事項を決定したとき」について、監査役会に説明することとしてあります。監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項およびレビュー結果の報告を受けております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容の概要

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識したうえで、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の向上を図ることを目指しております。

当社は、特定の株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、近時の資本市場においては、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な当社株券等の買付行為等（以下、「買付行為」といいます。）を強行するといった事態が生じています。今後もこうした買付行為を行う者（以下、「買付者」といいます。）による買付行為が十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しております。

### ②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の増大のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつ社会的責任を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CS（顧客満足）推進、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期計画によって進行されております。当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営を目指しております。

さらに、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

加えて、当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の当社第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、

常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

### ③基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み

当社取締役会は、買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、限られた期間内で買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様にご判断材料としての必要かつ十分な情報をご提供することが困難であります。

よって、当社取締役会では買付行為の是非を直接的かつ時間をかけてご判断いただく機会として株主総会を開催することが合理的であると考え、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として買付者に要請することが、株主共同の利益の確保・向上の実現に資するものと考えております。

また、公開買付け以外の方法による買付行為についても、当該買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、基本方針に照らして不適切な支配の防止のため、当社取締役会は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）を定め、旧対応方針に関する定款変更とともに、第123回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました。旧対応方針の有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）までとなっていました。旧対応方針の内容を一部変更のうえ継続する旨の議案を第126回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、継続後の旧対応方針を「本対応方針」といいます。）。これにより、今後、大規模買付行為については、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けが行われるべきことを大規模買付者に対して求めることとしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりであります。

- i) 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ii) 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得する場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、当該大規模買付情報を株主の皆様にご提供したうえで、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただきます。ただし、時間的、物理的に株主総会



招集通知に同封してお送りすることが困難な場合には当社ホームページ (<http://www.shinkibus.co.jp/>) にて、当該大規模買付情報を開示する場合がございます。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、取得した大規模買付情報等に基づいて可能な範囲において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール i) に従って、公開買付けが実施された場合には、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることになります。

公開買付けの方法による大規模買付者が大規模買付ルール i) を順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、大規模買付者および当社取締役会が定める一定の者は行使できないという内容の行使条件およびこれらの者以外の株主の皆様からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を上程します。

公開買付け以外の方法による大規模買付者が大規模買付ルール ii) を順守した場合、当社取締役会は、株主の皆様に対して、大規模買付情報を提供するほか、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、対抗措置の発動はいたしません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、対抗措置として、上記の内容の新株予約権の無償割当ての決議を行います。

#### ④ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記「②基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

###### ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、当該取組みは、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、①第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更議案および旧対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、その継続について、第126回定時株主総会においてご承認いただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合は、定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、②大規模買付ルール i) に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗措置を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、③有効期間を平成24年開催の定時株主総会までとし、その継続について改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、④当社定款に基づき、当社取締役会は、いつでも当該取組みを廃止することができること、⑤第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映することができることから、株主の皆様のご意思をより直接的に反映する仕組みとなっております。

また、当該取組みは、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、当該取組みは、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができ、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策またはスロー・ハンド型のいずれでもありません。

以上の理由により、上記「③基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

---

(注) 本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部           |               |
|--------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目               | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>12,815</b> | <b>流 動 負 債</b>    | <b>8,263</b>  |
| 現金および預金            | 7,108         | 支払手形および買掛金        | 1,018         |
| 受取手形および売掛金         | 1,639         | 短期借入金             | 309           |
| 未収運賃               | 736           | 1年内返済予定の長期借入金     | 461           |
| 有価証券               | 110           | リース債務             | 490           |
| 商品                 | 373           | 未払金               | 2,427         |
| 分譲土地建物             | 1,078         | 未払法人税等            | 871           |
| 仕掛品                | 67            | 繰延税金負債            | 0             |
| 原材料および貯蔵品          | 103           | 賞与引当金             | 858           |
| 繰延税金資産             | 526           | 役員賞与引当金           | 79            |
| その他                | 1,081         | 過年度雑収計上旅行券引当金     | 13            |
| 貸倒引当金              | △10           | その他               | 1,733         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>31,907</b> | <b>固 定 負 債</b>    | <b>6,056</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>26,316</b> | 長期借入金             | 1,362         |
| 建物および構築物           | 7,225         | リース債務             | 1,348         |
| 機械装置および工具器具備品      | 446           | 繰延税金負債            | 653           |
| 車                  | 1,907         | 退職給付引当金           | 543           |
| 土地                 | 14,965        | 役員退職慰労引当金         | 338           |
| リース資産              | 1,754         | 負ののれん             | 6             |
| 建設仮勘定              | 16            | その他               | 1,804         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>263</b>    | <b>負 債 合 計</b>    | <b>14,319</b> |
| のれん                | 62            | <b>純 資 産 の 部</b>  |               |
| 施設使用権等             | 201           | 株主資本              | 29,600        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,327</b>  | 資本剰余金             | 3,140         |
| 投資有価証券             | 2,910         | 資本剰余金             | 2,235         |
| 繰延税金資産             | 265           | 利益剰余金             | 24,640        |
| その他                | 2,192         | 自己株式              | △415          |
| 貸倒引当金              | △40           | その他の包括利益累計額       | 705           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>44,723</b> | その他有価証券評価差額金      | 705           |
|                    |               | 少数株主持分            | 97            |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>  | <b>30,403</b> |
|                    |               | <b>負債および純資産合計</b> | <b>44,723</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                 | 金 額   |        |
|---------------------|-------|--------|
| 売上高                 |       | 40,112 |
| 売上原価                |       | 30,218 |
| 売上総利益               |       | 9,894  |
| 販売費および一般管理費         |       | 8,803  |
| 営業利益                |       | 1,090  |
| 営業外収益               |       |        |
| 受取利息および配当金          | 57    |        |
| 仕入割引                | 15    |        |
| 持分法による投資利益          | 40    |        |
| その他の                | 120   | 234    |
| 営業外費用               |       |        |
| 支払利息                | 31    |        |
| 固定資産除却損             | 34    |        |
| その他の                | 26    | 92     |
| 経常利益                |       | 1,232  |
| 特別利益                |       |        |
| 補助金                 | 1,278 |        |
| 解約保証金等受入益           | 457   | 1,735  |
| 特別損失                |       |        |
| 固定資産売却損             | 38    |        |
| 固定資産除却損             | 12    |        |
| 固定資産圧縮損             | 91    |        |
| 減損損失                | 219   |        |
| 特別退職金               | 20    |        |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 109   | 492    |
| 税金等調整前当期純利益         |       | 2,475  |
| 法人税、住民税および事業税       | 1,383 |        |
| 法人税等調整額             | △305  | 1,078  |
| 少数株主損益調整前当期純利益      |       | 1,397  |
| 少数株主利益              |       | 3      |
| 当期純利益               |       | 1,393  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成22年3月31日 残高             | 3,140   | 2,235     | 23,397    | △409    | 28,363      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △150      |         | △150        |
| 当 期 純 利 益                 |         |           | 1,393     |         | 1,393       |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △5      | △5          |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －       | －         | 1,242     | △5      | 1,237       |
| 平成23年3月31日 残高             | 3,140   | 2,235     | 24,640    | △415    | 29,600      |

|                           | その他の包括利益<br>累 計 額    | 少 数 株 主<br>持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |                |           |
| 平成22年3月31日 残高             | 906                  | 94             | 29,363    |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                      |                | △150      |
| 当 期 純 利 益                 |                      |                | 1,393     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                      |                | △5        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △201                 | 3              | △197      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △201                 | 3              | 1,039     |
| 平成23年3月31日 残高             | 705                  | 97             | 30,403    |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

|             |                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 21社                                                                                                                         |
| 主要な連結子会社の名称 | 神姫観光バス株式会社、神姫フードサービス株式会社<br>神姫商工株式会社、株式会社ホープ<br>神姫産業株式会社、株式会社エルテオ・ホーム<br>なお、シンキ興業株式会社は、平成23年3月3日付で神姫フードサービス株式会社に商号変更しております。 |

##### ② 非連結子会社の状況

|              |                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非連結子会社の名称    | しんきエンジェルハート株式会社 他                                                                              |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 持分法適用の非連結子会社<br>および関連会社の数 | 1社        |
| 会社の名称                     | 株式会社山陽百貨店 |

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

|             |                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社の名称       | しんきエンジェルハート株式会社<br>菱油商事株式会社 他                                                           |
| 持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### (i) 有価証券

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| その他有価証券 |                                                         |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                             |

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| (ii) たな卸資産 |                                               |
| 商品         | 売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 分譲土地建物     | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）    |
| 仕掛品        | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）    |
| 原材料および貯蔵品  | 移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

|             |                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (i) 有形固定資産  | 定率法                                                                                                                                                                                                     |
| （リース資産を除く）  | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち連結計算書類作成会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。                                                                                       |
| (ii) 無形固定資産 | 定額法                                                                                                                                                                                                     |
| （リース資産を除く）  | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。                                                                                                                                                          |
| (iii) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とした定額法<br>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。また、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

### ③繰延資産の処理方法

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 株式交付費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|-------------------|

#### ④重要な引当金の計上基準

- (i) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ii) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iii) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iv) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異（4,054百万円）については、12年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- (v) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (vi) 過年度雑収計上旅行券引当金 負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

#### ⑤重要なヘッジ会計の方法

- (i) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、全て金利スワップ特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
- (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 金利スワップ  
ヘッジ対象 借入金利息
- (iii) ヘッジ方針 原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。
- (iv) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。



⑥重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

⑦のれんおよび負ののれんに関する事項

のれんの償却方法および償却期間 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5)連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6百万円、税金等調整前当期純利益は116百万円減少しております。

(6)表示方法の変更

(連結損益計算書)

- ①当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- ②前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産売却益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。
- なお、当連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は17百万円であります。

(7)追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」の金額を記載しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

#### 担保に供している資産

|          |          |
|----------|----------|
| 建物および構築物 | 1,345百万円 |
| 車両       | 16百万円    |
| 土地       | 3,181百万円 |
| 投資有価証券   | 438百万円   |
| 差入保証金    | 78百万円    |
| 計        | 5,059百万円 |

#### 担保に係る債務

|            |          |
|------------|----------|
| 長期借入金      | 1,578百万円 |
| 受入保証金      | 349百万円   |
| 支払手形および買掛金 | 52百万円    |
| 預り金        | 29百万円    |
| 計          | 2,010百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,497百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

|         | 前連結会計年度末株式数 (株) | 当連結会計年度増加株式数 (株) | 当連結会計年度減少株式数 (株) | 当連結会計年度末株式数 (株) |
|---------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式   |                 |                  |                  |                 |
| 普通株式    | 30,860,000      | —                | —                | 30,860,000      |
| 合計      | 30,860,000      | —                | —                | 30,860,000      |
| 自己株式    |                 |                  |                  |                 |
| 普通株式(注) | 690,669         | 9,328            | —                | 699,997         |
| 合計      | 690,669         | 9,328            | —                | 699,997         |

(注) 自己株式の普通株式の増加9,328株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類   | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成22年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 75          | 2.5         | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |
| 平成22年11月5日<br>取 締 役 会     | 普 通 株 式 | 75          | 2.5         | 平成22年9月30日 | 平成22年12月7日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類   | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 利益剰余金 | 75          | 2.5         | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。なお、一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(百万円)

|                              | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)   | 差額 |
|------------------------------|---------------|---------|----|
| (1) 現金および預金                  | 7,108         | 7,108   | —  |
| (2) 受取手形および売掛金               | 1,639         | 1,639   | —  |
| (3) 有価証券および投資有価証券<br>その他有価証券 | 2,704         | 2,704   | —  |
| (4) 支払手形および買掛金               | (1,018)       | (1,018) | —  |
| (5) 短期借入金                    | (309)         | (309)   | —  |
| (6) 未払金                      | (2,427)       | (2,427) | —  |
| (7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)        | (1,823)       | (1,831) | 8  |
| (8) デリバティブ取引                 | —             | —       | —  |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金および預金、ならびに(2)受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、FFF(フリー・ファイナンシャル・ファンド)の時価につきましては、短期

間で決済される性格のものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形および買掛金、(5) 短期借入金、ならびに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額99百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設、オフィスビル、賃貸住宅等(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価     |
|------------|--------|
| 9,476      | 13,160 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,004円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円21銭    |

## 7. その他の注記

### (1) 減損損失

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(百万円)

| 場 所    | 用 途                  | 種 類    | 減 損 損 失 |
|--------|----------------------|--------|---------|
| 兵庫県神戸市 | 賃貸用不動産               | 建物     | 192     |
| 兵庫県姫路市 | 事業用資産<br>(飲食店舗)      | 建物他    | 16      |
| 兵庫県神崎郡 | 事業用資産<br>(サービスエリア施設) | リース資産他 | 7       |
| 岡山県美作市 | 遊休土地                 | 土地     | 2       |

#### (減損損失の認識に至った経緯)

賃貸用不動産および事業用資産については収益性の低下により、将来の使用が見込まれない遊休土地については継続的な地価の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、賃貸用不動産192百万円（内、建物192百万円）、事業用資産（飲食店舗）16百万円（内、建物14百万円、構築物1百万円、工具器具備品0百万円）、事業用資産（サービスエリア施設）7百万円（内、工具器具備品1百万円、リース資産5百万円）、遊休土地2百万円（内、土地2百万円）であります。

#### (回収可能価額の算定方法)

回収可能価額の算定に当たりましては、賃貸用不動産については不動産鑑定評価額を、遊休土地については固定資産評価額をもとに正味売却価額を測定しております。また、事業用資産（飲食店舗等）につきましては回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額しております。

### (2) 圧縮記帳

国・兵庫県・姫路市等より受入れた低公害車普及促進等対策補助金等の補助金および運輸振興助成金等により、機械装置1百万円、工具器具備品2百万円、車両83百万円、ソフトウェア4百万円取得価額を圧縮しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部           |               |
|--------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目               | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,633</b>  | <b>流 動 負 債</b>    | <b>5,187</b>  |
| 現金および預金            | 1,612         | 短期借入金             | 765           |
| 未収運賃等              | 1,569         | リース債務             | 250           |
| 商 品                | 194           | 未払金               | 1,737         |
| 分譲土地建物             | 732           | 未払法人税等            | 619           |
| 貯 蔵 品              | 64            | 未払消費税等            | 112           |
| 前 払 費 用            | 80            | 前受金               | 895           |
| 繰延税金資産             | 302           | 賞与引当金             | 482           |
| そ の 他              | 78            | 役員賞与引当金           | 20            |
| 貸倒引当金              | △1            | 過年度雑収計上旅行券引当金     | 13            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>25,397</b> | そ の 他             | 292           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>22,006</b> | <b>固 定 負 債</b>    | <b>4,833</b>  |
| 建 物                | 5,923         | 長期借入金             | 332           |
| 構 築 物              | 375           | 財団抵当借入金           | 1,030         |
| 機械装置および工具器具備品      | 253           | リース債務             | 684           |
| 車 両                | 1,816         | 繰延税金負債            | 648           |
| 土 地                | 12,739        | 退職給付引当金           | 133           |
| リース資産              | 896           | 役員退職慰労引当金         | 221           |
| 建設仮勘定              | 2             | 受入保証金             | 1,660         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>138</b>    | そ の 他             | 123           |
| 施設使用権等             | 138           | <b>負 債 合 計</b>    | <b>10,020</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,252</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>  |               |
| 投資有価証券             | 1,471         | <b>株 主 資 本</b>    | <b>19,335</b> |
| 関係会社株式             | 581           | 資 本 金             | 3,140         |
| 長期前払費用             | 851           | 資 本 剰 余 金         | 2,235         |
| そ の 他              | 349           | 資 本 準 備 金         | 2,235         |
| 貸倒引当金              | △2            | 利 益 剰 余 金         | 14,375        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>30,031</b> | 利 益 準 備 金         | 307           |
|                    |               | その他利益剰余金          | 14,067        |
|                    |               | 特別償却準備金           | 70            |
|                    |               | 固定資産圧縮積立金         | 518           |
|                    |               | 別 途 積 立 金         | 7,395         |
|                    |               | 繰越利益剰余金           | 6,082         |
|                    |               | <b>自 己 株 式</b>    | <b>△415</b>   |
|                    |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | 675           |
|                    |               | その他有価証券評価差額金      | 675           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>  | <b>20,010</b> |
|                    |               | <b>負債および純資産合計</b> | <b>30,031</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                       | 金 額  |        |
|---------------------------|------|--------|
| 売 上 高                     |      | 25,745 |
| 売 上 原 価                   |      | 21,952 |
| 売 上 総 利 益                 |      | 3,792  |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費     |      | 3,188  |
| 営 業 利 益                   |      | 603    |
| 営 業 外 収 益                 |      |        |
| 受 取 利 息 お よ び 配 当 金       | 87   |        |
| そ の 他                     | 29   | 116    |
| 営 業 外 費 用                 |      |        |
| 支 払 利 息                   | 33   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 29   |        |
| そ の 他                     | 6    | 69     |
| 経 常 利 益                   |      | 650    |
| 特 別 利 益                   |      |        |
| 路 線 維 持 費 補 助 金 等         | 400  |        |
| 団 地 等 運 行 補 償 金           | 664  |        |
| 解 約 保 証 金 等 受 入 益         | 457  | 1,523  |
| 特 別 損 失                   |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 損             | 39   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 33   |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損             | 88   |        |
| 減 損 損 失                   | 195  |        |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額       | 95   | 452    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |      | 1,721  |
| 法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税 | 938  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △234 | 703    |
| 当 期 純 利 益                 |      | 1,018  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |       |              |       |                 |                   |                |            |             |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|-------|--------------|-------|-----------------|-------------------|----------------|------------|-------------|--------------|--------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金 |              |       | 利 益 剰 余 金       |                   |                |            |             | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |
|                                 |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                   |                |            |             |              |        |             |
|                                 |         |       |              |       | 特別償却<br>準備金     | 固定資産<br>圧縮積立<br>金 | 資 産 縮 小<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |        |             |
| 平成22年3月31日 残高                   | 3,140   | 2,235 | 2,235        | 307   | 64              | 519               | 6,895          | 5,720      | 13,507      | △409         | 18,473 |             |
| 事業年度中の変動額                       |         |       |              |       |                 |                   |                |            |             |              |        |             |
| 剰余金の配当                          |         |       |              |       |                 |                   |                | △150       | △150        |              | △150   |             |
| 当期純利益                           |         |       |              |       |                 |                   |                | 1,018      | 1,018       |              | 1,018  |             |
| 特別償却準備金の積立                      |         |       |              |       | 21              |                   |                | △21        | —           |              | —      |             |
| 特別償却準備金の取崩                      |         |       |              |       | △15             |                   |                | 15         | —           |              | —      |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |         |       |              |       |                 | △0                |                | 0          | —           |              | —      |             |
| 別途積立金の積立                        |         |       |              |       |                 |                   | 500            | △500       | —           |              | —      |             |
| 自己株式の取得                         |         |       |              |       |                 |                   |                |            |             | △5           | △5     |             |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |       |              |       |                 |                   |                |            |             |              |        |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —     | —            | —     | 6               | △0                | 500            | 362        | 867         | △5           | 861    |             |
| 平成23年3月31日 残高                   | 3,140   | 2,235 | 2,235        | 307   | 70              | 518               | 7,395          | 6,082      | 14,375      | △415         | 19,335 |             |

|                                 | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
| 平成22年3月31日 残高                   | 870              | 19,343 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |        |
| 剰余金の配当                          |                  | △150   |
| 当期純利益                           |                  | 1,018  |
| 特別償却準備金の積立                      |                  | —      |
| 特別償却準備金の取崩                      |                  | —      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |                  | —      |
| 別途積立金の積立                        |                  | —      |
| 自己株式の取得                         |                  | △5     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） | △195             | △195   |
| 事業年度中の変動額合計                     | △195             | 666    |
| 平成23年3月31日 残高                   | 675              | 20,010 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

|              |                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------|
| 子会社および関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                             |
| その他有価証券      |                                                         |
| 時価のあるもの      | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの      | 移動平均法による原価法                                             |

##### ② たな卸資産

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 商品     | 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 分譲土地建物 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |
| 貯蔵品    | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

|            |                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

##### ② 無形固定資産

|            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| (リース資産を除く) | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
|------------|-------------------------------------------------------|

##### ③ リース資産

|  |                                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とした定額法<br>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。また、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (3) 繰延資産の処理方法

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 株式交付費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|-------------------|

#### (4)引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,810百万円）は、12年による均等額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

##### ⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### ⑥過年度雑収計上旅行券引当金

負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

#### (5)ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、全て金利スワップ特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

##### ③ヘッジ方針

原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。

#### (6)その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (7)会計方針の変更

##### (資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益および経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税引前当期純利益は99百万円減少しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

#### 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 1,345百万円 |
| 車両     | 16百万円    |
| 土地     | 3,133百万円 |
| 投資有価証券 | 432百万円   |
| 差入保証金  | 46百万円    |
| 計      | 4,974百万円 |

#### 担保に係る債務

|         |          |
|---------|----------|
| 財団抵当借入金 | 1,287百万円 |
| 長期借入金   | 286百万円   |
| 受入保証金   | 349百万円   |
| 預り金     | 29百万円    |
| 計       | 1,952百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,782百万円

### (3) 保証債務

(百万円)

| 被 保 証 先            | 保 証 金 額 | 保 証 債 務 の 内 容 |
|--------------------|---------|---------------|
| 神姫フードサービス株式会社      | 48      | 取 引 保 証       |
| 株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル | 14      | 取 引 保 証       |
| 計                  | 62      | —             |

### (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|         |        |
|---------|--------|
| ①短期金銭債権 | 46百万円  |
| ②長期金銭債権 | 7百万円   |
| ③短期金銭債務 | 515百万円 |
| ④長期金銭債務 | 460百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|             |          |
|-------------|----------|
| ①売上高        | 737百万円   |
| ②売上原価       | 5,014百万円 |
| ③営業取引以外の取引高 | 338百万円   |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|-----------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 普 通 株 式   | 690, 669      | 9, 328         | —              | 699, 997      |

(注)自己株式の普通株式の増加9,328株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 分譲土地建物    | 0百万円   |
| 賞与引当金     | 196百万円 |
| 未払事業税等    | 53百万円  |
| 退職給付引当金   | 426百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 90百万円  |
| 減価償却費     | 37百万円  |
| 株式評価減     | 136百万円 |
| 減損損失      | 102百万円 |
| その他       | 145百万円 |

繰延税金資産小計 1,188百万円

評価性引当額 △197百万円

繰延税金資産合計 991百万円

##### 繰延税金負債

|              |         |
|--------------|---------|
| 固定資産圧縮積立金    | △356百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △463百万円 |
| 退職給付信託設定益    | △460百万円 |
| 特別償却準備金      | △48百万円  |
| その他          | △7百万円   |

繰延税金負債合計 △1,336百万円

繰延税金負債の純額 △345百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額  
(百万円)

|             | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-------------|---------|------------|------------|---------|
| 工 具 器 具 備 品 | 41      | 36         | 2          | 2       |
| 車 両         | 578     | 484        | —          | 94      |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 18      | 16         | 2          | —       |
| 合 計         | 638     | 537        | 4          | 97      |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内 86百万円

1 年 超 15百万円

---

合 計 101百万円

リース資産減損勘定期末残高 4百万円

(固定負債 (その他) )

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額 663円48銭

② 1株当たり当期純利益 33円76銭

## 8. その他の注記

### (1) 減損損失

当社は、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当事業年度におきまして、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(百万円)

| 場 所    | 用 途    | 種 類 | 減 損 損 失 |
|--------|--------|-----|---------|
| 兵庫県神戸市 | 賃貸用不動産 | 建物  | 192     |
| 岡山県美作市 | 遊休土地   | 土地  | 2       |

#### (減損損失の認識に至った経緯)

賃貸用不動産については収益性の低下により、将来の使用が見込まれない遊休土地については継続的な地価の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は賃貸用不動産192百万円（内、建物192百万円）、遊休土地2百万円（内、土地2百万円）であります。

#### (回収可能価額の算定方法)

回収可能価額の算定に当たりましては、賃貸用不動産については不動産鑑定評価額を、遊休土地については固定資産評価額をもとに正味売却価額を測定しております。

### (2) 圧縮記帳

国・兵庫県・姫路市等より受入れた低公害車普及促進等対策補助金等の補助金および運輸振興助成金により、機械装置1百万円、車両82百万円、ソフトウェア4百万円取得価額を圧縮しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 6日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役 大西 毅 (印)

監 査 役 三 枝 輝 行 (印)

監 査 役 澤 田 恒 (印)

監 査 役 鴨 下 雅 令 (印)

(注) 監査役 三枝輝行、監査役 澤田 恒及び監査役 鴨下雅令は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金処分につきましては、当社は経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としており、次のとおり（中間配当金とあわせて年間5円）とさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金2円50銭 総額 75,400,008円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年6月30日

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うえすぎ まさひこ<br>上杉 雅彦<br>(昭和19年1月26日生) | 昭和41年3月 当社入社<br>平成3年6月 当社取締役<br>平成4年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人日本バス協会 理事<br>社団法人兵庫県バス協会 会長 | 55,427株    |
| 2     | やまぐち いきお<br>山口 功<br>(昭和26年3月12日生)   | 昭和48年3月 当社入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社専務取締役（現任）<br>（担当）総括、総務部                                                                                                 | 30,000株    |
| 3     | ながお まこと<br>長尾 真<br>(昭和34年7月23日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役（現任）<br>（担当）企画部・旅行事業部<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル 代表取締役社長                                                                     | 21,000株    |
| 4     | まるやま あきのり<br>丸山 明則<br>(昭和33年5月16日生) | 昭和56年3月 当社入社<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役（現任）<br>（担当）バス事業部<br>（重要な兼職の状況）<br>社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長                                                                               | 16,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | あまの ふみひろ<br>天 野 文 博<br>(昭和16年10月27日生) | 昭和40年4月 山陽電気鉄道株式会社入社<br>平成5年6月 同社取締役<br>平成11年6月 同社常務取締役<br>平成13年6月 同社代表取締役・専務取締役<br>平成15年6月 同社代表取締役社長<br>平成16年6月 当社取締役(現任)<br>平成21年6月 山陽電気鉄道株式会社代表取締<br>役会長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪神電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人兵庫県バス協会 理事     | 0株             |
| 6         | たきかわ ひろし<br>瀧 川 博 司<br>(昭和8年4月27日生)   | 昭和36年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社<br>昭和52年6月 同社代表取締役社長<br>平成11年6月 当社監査役<br>平成18年6月 当社取締役(現任)<br>平成19年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表<br>取締役会長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長<br>株式会社神戸国際会館 代表取締役社長                                                        | 0株             |
| 7         | さかい しんや<br>坂 井 信 也<br>(昭和23年2月9日生)    | 昭和45年4月 阪神電気鉄道株式会社入社<br>平成14年6月 同社取締役<br>平成17年6月 同社常務取締役<br>平成18年6月 同社代表取締役社長<br>平成19年6月 当社取締役(現任)<br>平成23年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締<br>役会長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役<br>山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>社団法人日本経済団体連合会 理事 | 0株             |
| 8         | つばた かずお<br>坪 田 一 夫<br>(昭和34年12月9日生)   | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社総務部長(現任)<br>平成19年6月 当社取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                                                                                                                                            | 15,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                | 略 歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)          | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| ※<br>9    | なかの<br>中野 浩二<br>(昭和37年5月7日生) | 昭和61年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社バス事業部長 (現任) | 3,000株         |

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

- (1) 候補者天野文博が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産事業において当社と競業関係にあります。
  - (2) 候補者坂井信也が代表取締役である阪神電気鉄道株式会社は、不動産事業において当社と競業関係にあります。
  - (3) 候補者長尾 真が代表取締役である株式会社エー・ビー・シー神姫トラベルは、旅行事業において当社と競業関係にあり、また当社は同社に対し債務保証を行っており、当社と利益相反関係にあります。
2. 天野文博および坂井信也は、社外取締役候補者であります。
3. 天野文博を社外取締役候補者とした理由は、当社と同じ交通事業に携わる者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務遂行が期待できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって7年間であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、同氏が再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 坂井信也を社外取締役候補者とした理由は、当社と同じ交通事業に携わる者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務遂行が期待できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年間であります。同氏が取締役を務めている株式会社阪急阪神百貨店におきまして、平成21年2月、不当品類及び不当表示防止法に違反する事実(委託製造していた商品を販売するに当たっての優良誤認表示)に対し排除命令が、また、下請代金支払遅延等防止法に違反する事実(商品の製造委託取引に関する下請代金の減額)に対し勧告が、それぞれ公正取引委員会から出されております。同氏は現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。また、同氏が再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 候補者瀧川博司は、平成23年6月をもちまして、株式会社神戸国際会館代表取締役社長を退任する予定です。
6. ※は新任の取締役候補者であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大西 毅および鴨下雅令は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(地位および重要な兼職の状況)                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おおにし つよし<br>大西 毅<br>(昭和29年4月20日生)   | 昭和52年3月 当社入社<br>平成18年1月 当社企画部次長<br>平成19年4月 株式会社エルテオ・ホーム常務取締役<br>平成19年6月 当社監査役(現任)                     | 16,000株    |
| ※2    | ひらおか ほういち<br>平岡 邦一<br>(昭和23年9月29日生) | 昭和47年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成10年11月 株式会社さくら銀行神戸営業第一部長<br>平成12年6月 神戸ビル管理株式会社常務取締役<br>平成21年6月 同社代表取締役副社長(現任) | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係はありません。
2. 平岡邦一は、社外監査役候補者であります。
3. 平岡邦一を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関での業務執行で培った財務および会計についての経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
- 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 候補者平岡邦一の選任が承認されることを条件に、当社は株式会社大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 候補者平岡邦一は、平成23年6月をもちまして、神戸ビル管理株式会社代表取締役副社長を退任する予定です。
6. ※は新任の監査役候補者であります。

### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役竹内己良および監査役鴨下雅令に対し、その在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。



退任取締役および退任監査役の略歴は、以下のとおりであります。

| 氏名                 | 略歴                                        |
|--------------------|-------------------------------------------|
| たけうち みよし<br>竹内 己良  | 平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役<br>現在に至る |
| かもした まさはる<br>鴨下 雅令 | 平成19年6月 当社社外監査役<br>現在に至る                  |

また、当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを、平成23年5月11日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、第2号議案および第3号議案を原案のとおりご承認いただくことを条件として、重任となる取締役上杉雅彦、山口 功、長尾 真、丸山明則、天野文博、瀧川博司、坂井信也、坪田一夫および監査役大西 毅ならびに任期中の監査役三枝輝行、澤田 恒に対し、その在任中の労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とする役員退職慰労金を、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内において打切り支給いたしたいと存じます。

なお、打切り支給に関する支給時期は各取締役および各監査役の退任時といたしたく、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任したいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                 | 略歴                                                                                                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| うえすぎ まさひこ<br>上杉 雅彦 | 平成3年6月 当社取締役<br>平成4年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役<br>平成12年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る |
| やまぐち いさお<br>山口 功   | 平成15年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社専務取締役<br>現在に至る                                            |
| ながお まこと<br>長尾 真    | 平成17年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>現在に至る                                                               |
| まるやま あきのり<br>丸山 明則 | 平成18年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>現在に至る                                                               |
| あまの ふみひろ<br>天野 文博  | 平成16年6月 当社社外取締役<br>現在に至る                                                                                |

| 氏 名                  | 略 歴                      |
|----------------------|--------------------------|
| たきかわ ひろし<br>瀧 川 博 司  | 平成18年6月 当社取締役<br>現在に至る   |
| さかい しんや<br>坂 井 信 也   | 平成19年6月 当社社外取締役<br>現在に至る |
| つばた かずお<br>坪 田 一 夫   | 平成19年6月 当社取締役<br>現在に至る   |
| おおにし つよし<br>大 西 毅    | 平成19年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る |
| さえぐさ てるゆき<br>三 枝 輝 行 | 平成13年6月 当社社外監査役<br>現在に至る |
| さわだ ひさし<br>澤 田 恒     | 平成18年6月 当社社外監査役<br>現在に至る |

### 第5号議案 取締役および監査役報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会において年額1億8,000万円以内、また監査役報酬額は、平成19年6月28日開催の第124回定時株主総会において年額4,800万円以内とご承認いただき現在に至っております。

今般、当社は役員報酬体系を見直すこととし、業績との関連性が薄く年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。つきましては、今回の改定主旨を以下のとおり明確にしたうえで、取締役の報酬額を年額2億4,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）、監査役の報酬額を年額5,500万円以内といたしたいと存じます。

#### (1) 常勤取締役の報酬

任期中の業績との連動を強めた役員報酬体系とするため、役割や責任に応じて月次で支給する基本報酬は一定とし、単年度の業績に連動して支給する賞与の比率を拡大する。

#### (2) 非常勤取締役および監査役の報酬

非常勤取締役（社外取締役を含む）および監査役は、経営の監督・監査等における役割遂行が求められるため、業績とは連動しない賞与および月次の基本報酬を支給する。

また、取締役報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

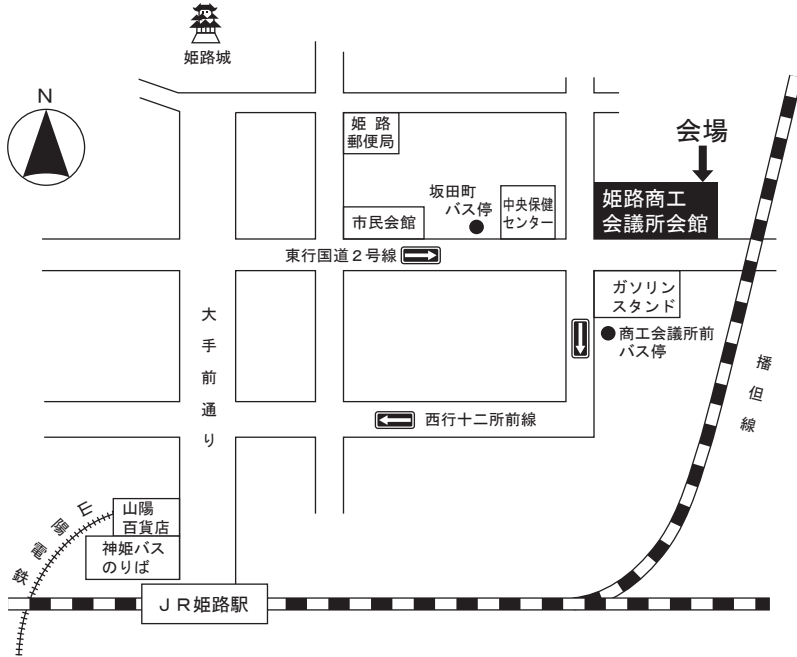
なお、現在、報酬等の支給対象の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）ですが、取締役の員数は、第2号議案が原案のとおり可決されますと9名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は、第3号議案が原案のとおり可決されますと4名（うち社外監査役3名）となります。

以 上

MEMO

# 株主総会会場ご案内図

会 場 姫路市下寺町43番地  
姫路商工会議所会館 2階大ホール  
T E L (079) 222-6001 (代表)



総会会場行きの無料直通バスを神姫バス姫路駅前バスターミナル内の西のりばから、9時30分に運行しますのでご利用ください。なお、一般路線バスご利用の場合は、同バスターミナルから鹿島神社、夕陽ヶ丘行きにご乗車のうえ、坂田町バス停にて下車、東へ約150m、または日出町行きにご乗車のうえ、商工会議所前バス停にて下車、北へ約100mです。